

鳥取市の中核市移行による指定医療機関・指定介護機関・指定施術機関、助産機関に関わる事務等について

平成 30 年 4 月 1 日より鳥取市は中核市に移行します。これに伴い、生活保護法の医療機関及び介護機関の指定等の権限が移譲されるため、鳥取市内の医療機関、介護機関、施術機関及び助産機関については、平成 30 年 4 月 1 日から新規指定、変更届出、指定更新等の事務手続は鳥取市になります。

移行後の事務手続は以下のとおりです。

1. 医療機関、介護機関の指定等に関わる指定等事務及び申請・届出の受付

医療機関、介護機関の所在地	指定を行う自治体	申請書等の提出先
鳥取市	鳥取市	鳥取市福祉事務所
鳥取市以外の市町村	鳥取県	各市町村及び県の福祉事務所又は福祉監査指導課

2. 施術機関、助産機関の指定等に関わる指定等事務及び申請・届出の受付

	施術者・助産師の住所	開設する施術所・助産所の住所	指定を行う自治体	届出の窓口
施術所・助産所を開設している 施術者・助産師		鳥取市	鳥取市	鳥取市福祉事務所
		鳥取市以外の市町村	鳥取県	各市町村及び県の福祉事務所又は福祉監査指導課
施術所・助産所を開設していない 施術者・助産師	鳥取市		鳥取市	鳥取市福祉事務所
	鳥取市以外		鳥取県	各市町村及び県の福祉事務所又は福祉監査指導課

